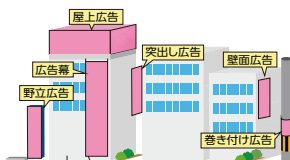


屋外広告物のルールを守り美しいまちを!!

11 屋外広告物のルール

屋外広告物とは?

- ★常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ★屋外で表示されるもの
- ★公衆に表示されるもの
- ★看板、立看板、はり紙及びはり札ならびに広告塔、広告板、建物、その他の工作物等に掲出・表示されたものまたこれらに類するもの



屋外広告物は、まちなみづくりの一環です!

屋外広告物は、私たちにさまざまな情報を伝え、街に活気を与えるものです。

ルールを守って、美しく安全な沖縄のまちなみをつくりましょう。



屋外広告物のルール ①

原則として許可が必要です

表示面積が10㎡以下(禁止地域では5㎡以下)の自家用広告物は、許可不要

- 広告物の種類や地域に応じて、面積や高さなどの制限があります。
- 広告物を表示できない禁止地域や禁止物件があります。



屋外広告物のルール ②

屋外広告業を営むためには沖縄県に登録が必要です

屋外広告物を設置する場合は屋外広告業登録業者に依頼しましょう。

- 県のウェブサイト

沖縄県 屋外広告業登録 検索

- 沖縄県広告美術協同組合 浦添市牧港5-15-1 (2階) ☎943-6390



お問い合わせ先



沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課

☎866-2408 FAX866-5938

詳しくは

沖縄県 屋外広告物

検索

久米島町建設課

☎985-7125

農地再生で地域に活力を!

遊休農地解消奨励事業の募集

15 農地再生

町は、農用地の効率的利用と経営規模拡大を促進し、農業生産の向上を図るため、予算の範囲内で遊休農地解消奨励事業を実施します。

補助額 10aあたり2万円 上限50a(端数切捨) ※10a=1,000㎡

対象農地 次に掲げる全ての要件を満たす農地

- 1 農地法に基づく調査の結果、1号遊休農地となっている農地
- 2 賃借権、使用貸借権の設定もしくは移転又は所有権の移転を行った農地、または見込まれる農地
- 3 本事業により遊休農地の解消が見込まれる農地

詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ

産業振興課

☎985-7134

農業委員会だより

15 農地再生

農業委員会総会(許認可業務の審査会)が開催されました。

町農業委員会では4月25日久米島町役場において、令和7年度第1回農業委員会総会を開催し、申請のありました案件を審議しました。

- | | | |
|----------------------|------|---------------|
| ①農地法第3条の規定による許可申請 | → 4件 | 審議の結果許可されました。 |
| ②非農地証明願い | → 1件 | 審議の結果許可されました。 |
| ③農用地利用集積等促進計画(案)について | → 2件 | 審議の結果許可されました。 |

許可申請書及び届出等の申請締め切り日 → 6月16日(月)

令和7年度第3回(6月)農業委員会総会の開催日 → 6月25日(水)

申請についてご不明点等がありましたら、農業委員会事務局まで連絡をお願いします。

お問い合わせ

久米島町農業委員会

☎985-7134